



令和5年度一般会計補正予算(第2号)

補正予算規模:約11.2億円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、補正予算を令和5年4月28日に専決処分しました。

1. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

約2.8億円

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

(1) 対象

- ①低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者等
- ②その他低所得の子育て世帯：①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯
 - ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・対象児童を養育する方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方（例：高校生のみ養育世帯）
 - ・直近で収入が減収した世帯

(※①②ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）が対象)

(2) 支給額

対象児童1人当たり5万円

2. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業

約8.3億円

エネルギー・食料品等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給することにより、生活の支援を行います。

(1) 対象

①住民税非課税世帯

基準日（令和5年6月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されているものの扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②家計急変世帯

予期せず家計が急変し、上記①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2)支給額

1世帯当たり3万円

(3)支給日

給付開始日：令和5年7月下旬から順次